

各種控除内容及び控除

控除名	控除の対象	控除の内訳	控除額
親族控除	入居しようとする親族（申込本人を除く）及び遠隔地扶養親族（婚約者も含む）	1人につき	38万円
老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢70歳以上の方	親族控除のほかに 1人につき	10万円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	親族控除のほかに 1人につき	20万円
寡婦控除 寡夫控除	夫又は妻と死別した後婚姻していない方、若しくは夫又は妻の生死が不明な方で、かつ、所得が38万円以下の生計を一にする子がある方	親族控除のほかに 申込本人に所得がある場合（所得が27万円未満の場合はその額）	27万円
障害者控除	申込本人や同居する親族並びに遠隔地扶養親族のうち精神または身体に障害がある方がいる場合 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級、2級の方は特別障害者） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級の方は特別障害者） 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方（「A」の方は特別障害者） 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害とされている方は特別障害者） 上記のほか、所得税法施行令第10条の規定に該当される方	親族控除のほかに 1人につき 普通障害者	27万円
		特別障害者	40万円